

平成 28 年 第 4 回古賀市男女共同参画審議会附議事項議事録

平成 28 年 9 月 30 日（金）

10:00～12:00 第 1 庁舎 4 階第 3 委員会室

1. あいさつ

会長

今日は第 4 回で、男女共同参画計画後期実施計画もいよいよ中身に入ってきたので、ぜひ皆さんと色々な意見の交換をしたい。

総務部長

いよいよ、男女共同参画計画後期実施計画策定に向けて、具体的な内容にまで踏み込んで御審議いただいているということで感謝を申し上げます。今年度中にこの計画をつくる形になるが、これからも引き続き熱心な御審議をお願いしたい。

それから、初めての取組となる女性起業入門講座をリーパスプラザで古賀市商工会と共催で 4 日間行う。20 名枠の講座だったが、申し込みが予想以上に多く、47 名申し込みがあり、急遽会場を少し広めの会場に変更した。

今後、このような取組も進めていきたいと思っている。これからも変わらぬ御協力をよろしくをお願いしたい。

2. 附議事項

(1) 第 2 次古賀市男女共同参画計画後期実施計画

体系及び計画、具体的施策、事業内容、担当課について

事務局

基本目標 I から基本目標Ⅳまでの具体的施策と事業内容を、担当各課に男女共同参画係と委託業者でヒアリングし、その結果をまとめ原案を作成した。再度担当各課に原案（具体的施策と事業内容）をフィードバックし、まとめたものである。原案の具体的施策と事業内容、前期計画と比べながら、御意見等があればいただきたい。

（基本目標 I の具体的施策・事業内容を読み上げ）

会長

I 1(1)固定的性別役割分担意識の是正ための広報・啓発で、3 つ具体的施策があり、事業内容はそれぞれ 1 つ～3 つある、これについて意見はあるか。

同じく(2)が情報媒体における男女平等意識の啓発推進だが、2 つの具体的施策とそれぞ

れ事業内容がある。変更箇所は特に無い。

I 2(1)具体的施策①「幼児への」が「幼児の」②「児童・生徒への」が「児童・生徒の」になっている。幼児への教育の推進ってというような意味だった。「の」にすると、幼児の発達段階という意味か。どっちがいいか。

委員

ここに書いてあることは本当にすばらしいことで、今までも何らかの形で取り組んできて、さらにバージョンアップするために、書いてあるのだろうと思うが、今まで状況がどれぐらいに変わって、その中でどういう課題があって、そして、全体の目標を踏まえて、さらに変えていくことによって、もっと進むのかなと思った。このような計画をつくるのはすごくエネルギーいることだし、全庁あげて考えることはすばらしいことだと思うが、お互いの進捗状況と課題が、整理としてなされていて、その上でこういうふうにやりますと言ったら、計画が一步進んでいくと思う。そんなことは難しいということは承知で言っているのだが、きちんと1つの振り返りと、これからの1歩を踏み出すということを考えるプロセスにつなげていくのであれば、それぞれの領域で考えられてあると思うが、どういうふうになっているか。

事務局

今回計画を作成するに当たり、昨年の市民・事業所意識調査を元に振り返りと課題を出し、それに基づいて様々な箇所を、変えている。素案には、現状と課題等を記載していく予定である。

また、具体的施策と事業内容に合わせて、特に大事な箇所に関しては指標、数値の目標を入れていこうと思っている。その数値目標と素案を、次回の審議会に、提示したいと考えている。

会長

ヒアリング時に、事業内容を決めるにあたり担当課の意見も伺った。前期計画がどのぐらい進んだか等、担当課からの報告内容を元に個々の事業内容を決めている。

事務局

今日の審議内容も、もう一度担当課へフィードバックする。また指標をつくる際にも、担当課と相談しながら行う予定である。

会長

前期計画の成果・反省と課題等を踏まえて、後日素案の提案がある。見えない部分があるので、意見も出しにくいところもあると思うが、担当課が出してきた変更案について検

討していただきたい。

委員

I 1(1)③事業内容の中で、まず特集を組む、次に情報誌の発行、次に市のホームページ掲載という順番になっているが、情報誌を見る機会よりも、ホームページ等で検索するほうが若い方中心に多いかと思うので、順番を○の 2 番目に市のホームページということで、優先していただくのはどうか。

事務局

そのように検討する。

副会長

I 1(1)①事業内容「男女共同参画週間事業、セミナーを開催します」について、1 次の計画から、ずっとこれをやっている。セミナー関係は男女共同参画の宣言した時から、10 年前くらいからやっている。セミナーをやったから、どういう反響があったとか、こういう話があったとか広報はしているのか。

事務局

終了した後に、男女共同参画たよりを発行し、市民に見ていただけるように市の公共施設に置いたり、セミナー等で市民の方に配布をしている。またホームページにセミナーのアンケート結果を掲載している。

副委員長

反省というか、ただずっとセミナーをやるのではなく、こういうことをやったから、次はこういうことやっていくという発展的にしたほうがよい。事業内容にセミナーは、どういう目標でやるのかを、具体的に書いたほうがいいのではないか。

事務局

毎年セミナーを行った後に、反省と課題点については振り返りをしている。例えば、審議会から男性の参加が少ない等の意見は、次の年に必ず、活かすようにしている。今年は、男性がたくさん来ていただいたセミナーもある。計画書にどのように載せたほうがいいのか提案があれば、お願いしたい。

会長

例えば数値目標に入れたり是可以か。例えば男性の参加を上げるとか。

事務局

今までの数値として、例えば市の総合復興計画では、セミナー参加者数を年間 500 名という目標にしていた。500 名は去年達成した。ただ男女別での目標は定めていないので、今言われたような内容で、検討はできる。

副会長

輝け！KOGA☆サミット 2 回のセミナーに参加したが、男性の参加が多かった。目標は、具体的な数字をあげている方がいいと思う。

会長

次は、担当課からの変更点がある。I 2(1)①具体的施策は「幼児の」でいいと思うが、事業内容はどうか。以前が「発達段階に応じて学習内容・方法を研究し、男女平等意識が養われるようにします」が、「発達段階に応じて、男女平等意識を養う基礎づくり図りながら、保育内容の充実に努めます」。「内容、方法の研究」は要らない、ちゃんと内容が充実していくということだろう。意見はあるか。子育て支援課の提案でよしとする。

I 2(1)②、具体的施策①の「幼児」が就学前の子どもで、具体的施策②の「児童生徒」は就学した子どもたちということだと思うが、事業内容②「性に関する指導」に変わっている。元は「性教育」になっていたが、どちらがいいか。

委員

「性に関する指導」も「性教育」もどちらも、保健や国語など教科に絞った領域の概念ではなく、すべての教育活動の中で行なうという総合的な学習活動というふうに、学校では位置づけていると思う。文言としてはどちらがいいのか、ちょっとわからない。

「性教育」よりも「性に関する指導」のほうが間口が広いので、学校現場では柔軟的に指導できるかもしれない。

会長

「性に関する指導」のほうでいいのではないかということによろしいか。

委員

どういう意図で、「性に関する指導」に変えたいのか。性教育をする気が無いのか、もしくは非常にするのは難しいという状況なのか。「性に関する指導」だと、教育的な指導ではなく、個別の相談時の対応という意味にもとれるので、保健室での個別の指導等にすり替えたように見えなくもないので気になる。変更した理由を知りたい。

事務局

「性教育」よりも「性に関する指導」のほうが、広い意味で指導できるという感じで聞いている。詳細までは聞いていないので、必要であれば次回の審議までに、詳しく聞いておく。

委員

委員が言ったように「性教育」というのは、性に関すること、男女の性、性感染症等限られるようなイメージを持つが、「性に関する指導」は、LGBT、男性、女性という性の違い、肉体的な違い等も含めて、一人ひとりの性について、単なる男性、女性ではなく、性に関しての指導をするという意味があって「性に関する」という文言に変わったのではないか。私も変更理由について具体的に聞きたい。

委員

私は、ここの部分は男女の性のことだけでなく、表現の仕方についても関係して、言葉が変わったのではないかと思う。例えば、昔は飯尾さん、松本君というふうに、学校の中で表現していたが、今は男子、女子を考えずに、全部が飯尾さん、松本さんと呼ぶように変わってきたと聞いたことがある。そのような表現の仕方にも、「性に関する指導」に含まれるのではないか。

会長

言葉から解釈できてしまうところがあるので、変更について理由を確認していただいて、次回話し合いたい。

委員

I 2(1)①事業内容「基礎づくり」とは、言葉遣いや、役割分担を固定化しないとか、思いやり等就学前の男女平等意識を形成する上での、基礎づくりというふうに考えているのか。それとも保育教材にそういったものまで含めているのか、「基礎づくり」について知りたい。

事務局

次回の確認をして、伝える。

委員

I 2(1)②事業内容「性に関する相談窓口の周知、徹底」は、青少年育成課の中の少年センターと考えてよろしいか。その他にあるか。

事務局

青少年育成課が所管課の少年センターが相談窓口になっている。

(資料の訂正) I 2(1)②事業内容「命の尊さを学ぶとともに女性保護意識の醸成を図ります」が抜けていた。

会長

I 2(2)①具体的施策の「保護者（PTA 等）」の（PTA 等）は削除、理由は何か。

事務局

学校教育課から提案で、保護者に PTA も含まれているからとのこと。

会長

I 2(2)①事業内容 2 番目の○の「教育方針」を削るということだが、教育方針の記事となると内容が限定されるから削りたいということか。

委員

教育方針を削ると、「発行物の記事を掲載します」となるが、文章がつながらない。教育方針の代わりに啓発を入れたらどうか。

会長

I 2(2)②事業内容 2 番目の○「人権課題解決のための図書、視聴覚資料などを研修教材として活用します」は、新たに加えるということか。

事務局

人権センターの役割としては提供ではなく活用なので、図書館が行うことと違うという回答がきた。上の○が図書館、下の○が人権センターということで書いているが、審議していただきたい。

会長

図書館と人権センターでは、機能が違うということか。人権センターとしては、この表現の方が、事業しやすいということだが、よろしいか。

I 2(3)②事業内容 2 番目の○「法令条例の趣旨を踏まえて副読本等を活用する等」を削除し、「男女平等の視点に立った教育」を「男女平等の視点に立った意識改革」に変えるということか。

事務局

委員からも意見があったように、学校教育課としては副読本等を使ってというのがいいのではないかという話だった、しかし子育て支援課には副読本等はあてはまらない。

会長

教職員と保育士と、具体的施策に書いてあるが、それぞれの対象が異なるからみなさんどう思われるか。二つは似た内容で載せられない。

委員

具体的施策は、教職員へ保育士等への啓発なので新しい案のほうが、趣旨には合っている。教育を促進します、だと児童的な感じの中身になる。

会長

それぞれの教職員・保育士が、意識を改革するという趣旨がはっきりするということか。これで学校教育課がよければこちらのほうがいい。副読本という言葉を出したほうがいいのか。

委員

改革という言葉にすごく意欲を感じる、でも何をどのように改革するというところが見えなければ、その言葉がひとり歩きする。今どのような現状にあるから、どういうふうに意識改革をしますというところが見えなければ不安。どちらのほうに改革するかを確認した上で、この言葉の使い方を見ることができたらいい。

会長

では次に、次の基本目標Ⅱに移りたい。

事務局

(基本目標Ⅱ 具体的施策・事業内容の読み上げ)

会長

Ⅱ 1(1) 具体的施策①「審議会等男女それぞれが 40%以上の構成目標の達成」に人事課は直接かわからないから人事課は削除ということか。

事務局

そのように人事課から聞いている。

委員

統括するところはないのか。各課にお任せということか。

事務局

人事課が名簿をつくっているので、人事課に各課審議会等の名簿が提出される。名簿は作っているが、指導をする立場にない、ということで削除してほしいとのこと。

委員

指導まではなくても、どこか取りまとめがないと難しいのではないか。担当課として、人事課が外れるのはどうなのか。

事務局

意見を伝えたい。

副会長

Ⅱ1(3)①事業内容「男性の育児休業の取得率向上をめざす」、育児だけでいいのか、介護も一緒に入れたほうがいいのかではないか。

事務局

特定事業主行動計画には、介護休暇の取得率は示しておらず、育児休業取得率は 20% というのが明記されている。

副会長

介護休暇のことが、ワークライフバランスの部分に出てくるならいいが、育児と介護というのは、非常に重要な問題だ。

事務局

男性の介護参加は、国も力を入れている。非常に必要な問題だと感じる。Ⅱ1(3)①は特定事業主行動計画の確実な実施なので、ここに記載は難しいが、どのような形で計画に記載できるか検討したい。

委員

Ⅱ1(2) ①事業内容について、文言「促します」がどうしても気になる。目標を平成 32 年までにすると掲げているから、各種団体の役職者の男女割合が目標を達成するように、意識の改革を促すとか意識の改革を図るという表現にしてはどうか。

会長

意識改革を進めますという、市ができることをはっきりと意思表示する。

事務局

役職者については、非常に重要な箇所なので、検討する。

副会長

Ⅱ2(1)②事業内容 2 番目の○「競争入札参加資格申請の際に男女共同参画の取組状況を評価する制度導入の検討を行います」これが果たして古賀の事業所に適用できるか。今の古賀市の入札制度の現状に合っているか。

古賀市は個人零細企業が多い、父親と息子しかいない等、評価をどうやってするのか。それをできる会社は、ある程度人数がいて女性の従業員がいて等、数が絞られる。中小企業にはいろんな規模がある、該当しない規模の企業の救済措置は考えているのか。“検討する”だから、別にいいかなという思いはあるが。

事務局

以前入札申請のときに、男女共同参画のアンケートを 3000 枚(3000 社)ぐらいにとって、入札時に生かそうとしたこともあったが、アンケート結果を使う段階にはならなかった。

福岡市は男女共同参画の取組状況の評価する制度を導入しているが、古賀市のような小さい市でどうかは、考えていく必要がある。

ただ、コミュニティ推進課男女共同参画係としては、企業にも、男女共同参画を意識していただきたい。そのために例えば、子育て応援の店ですか、育児休業制度がありますか等、そういうお尋ねからやっていって、制度等を知ってもらう 1 つの手段として取組んでいければとも考えている。

委員

せめて従業員何十人以上っていうようなくくりをしてほしい。

副会長

大きくない規模の企業はたくさんある、その人たちが古賀市の地域を支えている。そこにマイナスになるような文言は反対する。

事務局

検討して、別の表現にしたい。

会長

Ⅱ1(3)①事業内容、1 番目の○「女性の占める割合 30%以上目指します」は変わったの

か。

事務局

元は「管理職の男女割合の達成」と書いていたが、「女性の占める割合」と書き換えている。

会長

新しいほうがわかりやすい。

Ⅱ 1(3)①事業内容 3 番目の○「自己申告制度」は削除してあるが、理由はなにか。

事務局

人事課から、特定事業主行動計画に記載されていないため削除したいとのこと。

会長

特定事業主計画に自己申告制度という言葉が使われてないということか。職域が男女で決め付けられないようにするというのが必要と思うので、何かそういう代わりの言葉を入れたほうがいいのではないか。適材適所というのは、男か女かという理由で決めないでという意味だと思う。

事務局

Ⅱ 1(3)①具体的施策は「特定事業主行動計画の確実な実施」となっているので、特定事業主行動計画に記載されていないことは当てはまらないということだと思う。ただ必要であれば、公平で適材適所の配置を行う趣旨の具体的施策を別枠につくればいいと思う。審議願う。

会長

特定事業主行動計画を見ないとわかりにくい。ジョブローテーションはやっぱり必要だと思う。もしジョブローテーションみたいなことが、特定事業主行動計画に入っていればそちらを入れてもらいたい。

事務局

前回皆さんには特定事業主行動計画をお渡ししているので、また見てほしい。ただいまの件に関しては、検討する。

会長

Ⅱ 1(3)は具体的施策を①②と分けていたが、周知という具体的施策をつくらずに①に入れ

てほしいということか。「周知」をより際立たせる必要があるか。

委員

具体的施策は1つにまとめるとして、文言は「周知と確実な実施」とか、2つを合わせるのはいかがでしょうか。

会長

周知という具体的施策をつくらないとするならば、周知という言葉に①に入れるということか。

事務局

(資料の訂正)人事課からは、②を削除するに当たり、「周知と実施」と書いてあった。

会長

「確実」は、外していいか。周知と実施、確実は外すということで、みなさん意見はあるか。

Ⅱ2(1)①事業内容「入札等の場を利用して情報提供します」は、これは外してくれということか。

事務局

はい。

副会長

入札の場と情報提供が馴染まないということか。

会長

Ⅱ2(3)①具体的施策は、言葉を少し変えるということで内容が大きく変わるわけではないということか。「農業女性」が「女性農業者」に変わっている。

事務局

事業内容も「就業環境を整えるよう家族経営協定の締結を指導・促進します」から「就業環境を整えるよう家族経営協定の締結を促進するとともに、女性農業者の経営力向上を支援します」に変わっている。

会長

どっちがわかりやすいかということか。みなさんどう思われるか。元の文言は少し堅い

ので、変えた方がいいような気がするがどうか。

Ⅱ3(1)②具体的施策・事業内容ともに相談事業を削除している理由はなにか。相談事業はしていると思うが。

事務局

理由としては、「男女がともに参画する育児のための」というところで外しているではないか。乳幼児の全戸訪問、DV等相談事業自体はしていると思う。

副会長

相談事業しているのに、何で消すのか。

会長

相談を受ける側の体制も男女共同参画の視点がないといけない。例えば男性が相談したいと思ったときに、日中しか相談業務をしていないと行けないということもあるかもしれない。そういうことが、男女共同参画ということになってくる。男女共同参画そのもののテーマで相談を受けてはいないと思うが、体制については、検討していただきたい。

委員

講座というのはすごく一般的な話になると思う。相談というのは、問題意識を持ったときに来るのでそのときこそ1番のチャンスだと思う。常に男女共同参画の視点を持って業務をするということで、強調したほうが古賀市全体としてやるという形になると思う。

事務局

子育て支援課に確認する。

会長

Ⅱ3(2)③事業内容の表現をちょっと変えるということだが、いかがか。

副会長

9月の男女共同参画セミナー「輝け！KOGA☆サミット」に参加した。熊本地震の報告を受けてⅡ3(2)③事業内容「深まるように努めます」という表現ではなく具体的に表現したほうがいい。実際の行動を示したほうがいい。

会長

何かそういう地域防災の会議とかやっているのか。

事務局

自主防災組織が 46 区に全部立ち上がっている。総務課で研修や会議をしている。地域によって防災意識が高いところは、自主的にいろんな講座を開いてあるということを聞いている。

会長

「理解が深まるように努めます」では足りないという意見があったということを伝えてほしい。

事務局

今の意見を話したいと思う。担当課に福祉課、コミュニティ推進課もあるが、この表現は総務課案なので総務課と相談して考えたい。

副会長

熊本地震の事例もあることから、何か起こった時に慌てないために各課の連携や具体的な動きをある程度出しておいたほうがいい。

委員

Ⅱ 3(2)③事業内容「災害時において女性の視点や立場での配慮」ではなく、女性の視点を活用とか、自治防災組織の中とか、いろんなことを男性も女性も一緒にやれるような組織づくりをするための一つ文言がほしい。

会長

「女性の視点」というのが、少し気になる。女の人、男の人の視点が違うという決め付けにも若干なるので、女性だからこそ見えている部分があるという感じで書き直してもらいたいと思う。

委員

9 月の男女共同参画セミナー「輝け！KOGA☆サミット」の講演を聴いて、若い女性、思春期の子どもたち、出産直後の女性など、いろいろ大変なことがあるので配慮が必要と思う。

会長

女性のニーズ。例えば、下着のこととか生理のこととか、そういうところで、特に年齢の違いが出てくると思う。

委員

危険箇所とか、トイレに行く時とか細かいところまで配慮がほしい。年齢構成や、男女比、それと障害のある方などいろんな方が防災組織の中で話し合っていくということが、1番大切だと思う。

委員

女性だけではなく、高齢者や障害者などすべての視点というのが必要だということになると思う。「女性」と出してしまうこと自体、かえって私たち自身が狭めてしまっているかもしれない。かといってすべての生活者としたら、大雑把になってしまので、すごく難しい表現だと思う。

副会長

災害時の混乱した時期に、その辺の視点が今までなかった。女性のこういう問題が起きるから、こういう手を打とうという意見もなかった。今回熊本地震の事例があって、男女共同参画の視点としてこういう問題があるという話が出てきた。今まで男性だけの視点しかなかった。

会長

今の意見を生かした形で、また検討していただきたい。

事務局

(基本目標Ⅲ具体的施策・事業内容読み上げ)

会長

変更があった箇所を中心に審議していきたい。

Ⅲ1(1)①事業内容2番目の○「公的機関に授乳コーナー等を設置し、子育ての環境整備を行います」の削除について、すでに設置してあるということなのか。

事務局

具体的施策である「古賀市子ども・子育て支援事業計画」の中に入っているので、あえてこれを事業内容に出さなくてもいいとしている。

会長

男女共同参画の視点に立ったということ言えば、公的機関に授乳コーナーを設置するときに、オムツを替える台は男性のトイレにもつけてほしい等、ということになってくると思う。

事務局

こちらで論議して具体的施策に出したほうがいいということであれば検討する、と子育て支援課に聞いている。

副会長

新しく古賀市が建物を建てる時には、必ず授乳コーナーとか、多目的のトイレは設置するようになっていっていると思う。わざわざ消すこともないのでは。

委員

子育て支援課の管轄ではないという感覚なのか。子育て支援課がどうこうできるわけではないのか。

会長

残したほうがいいということで、検討いただきたい。

委員

Ⅲ1(1)①事業内容3番目の○「育児相談」が削除であれば、何の支援か対象がわからないので、例えば子育て支援体制を充実するといった文言を入れたほうがいいのではないかと。

会長

先ほど相談事業をやっているなら入れた方がいいという意見も出たので、今の意見も合わせて検討していただきたい。

Ⅲ1(3)①事業内容は「提供します」で終わっていたものを、「支援につなげる」というふうにしたということか。元より、「適切な支援につなげます」の表現のほうがいい。

委員

Ⅲ1(3)①具体的施策、技能が資格に変わっているが、あえて資格に変えた意味があるならば、理由を知りたい。

Ⅲ1(4)①と②担当課に、商工政策課が①には入っているが②は入っていない、働いている人たちが、地域にどうデビューしていくかということを段階的にしていくためには、働いている時から、地域につなげていくということを考えることが大事ではないか。そういった意味で、Ⅲ1(4)②具体的施策の「生きがいのある」という問題が地域だけの問題として考えなくて、商工会の問題としても一緒に考えるような仕組みとするために、②にも商工政策課を入れてほしいと思う。

Ⅲ2 生涯を通じた健康保持・増進への支援の担当課は、予防健診課、生涯学習推進課、青

少年育成課とあるが、生涯というのは、学校教育も含めて考えていかなければいけないのではないと思う。性の問題、子どもの健全発育発達というのは、これからの少子化においてはとても大事なところで、予防健診課がカバーできる範囲のそこだけでは、とても問題を担えないと思う。学校教育課にも生涯を通じた子どもの健康の保持増進ということで入っていただきたい。

会長

商工政策課と、学校教育課に検討していただきたい。自死の問題で、青少年の自殺というものもある。それを含めたら、学校教育課が入っていたほうがいいと思う。

事務局

(基本目標Ⅳ具体的施策・事業内容の読み上げ)

会長

DVに関しては、子育て支援課が中心になっているということか。

事務局

DV対応の所管は子育て支援課となる。

会長

Ⅳ1(1)①担当課から人権センターがなくなるということか。

事務局

人権センターの相談業務は、人権擁護委員がしている。人権センターから感覚的には違うとのこと。②③には担当課として入っていく。

会長

人権擁護委員は、人権センター関係にないということか。

事務局

相談事業はしているが、デートDVとかDV相談に特化はしていないと聞いている。

会長

Ⅳ1(1)②事業内容2番目の○「関係各課と連携を図り、相談窓口や、相談事業の周知を図ります」は、削除されているが、子育て支援課は相談事業をしていないのか。DVに関しては、ホットラインだけじゃないと思うが。

事務局

相談事業はしている。

副会長

相談カード等を設置していて、それに対する相談体制がないというのもおかしな話だ。意図的に外されているような気がするが、対応が難しいところもあるのか。

事務局

一応削除対象としているが、審議の中で意見がでたら検討するとも聞いている。

委員

どこに相談していいかわからない、どこでそういう話になるかわからないというところもあると思う。相談があった時に、市役所でしっかり担当課につなげる対応をしていくことが大事。やっと行政に行き着いて相談したのに、これは私たちの課ではありませんと言われてしまったらがつくりする。特に子育て支援課は、1 番その話をする機会も多いところだと思うので。なぜ②事業内容 2 番目の○を削除するのかかわからない。

委員

今の意見相談体制のワンストップ化という形で、担当課の中で情報を共有して、相談者等のために支援をしていくという体制をつくっていただきたい。

委員

IV1(1)②の担当課は複数あるので、子育て支援課は削除したいけど他の課にしてみればこのままでいいという意見ではないか。他の課にしてみれば、勝手に削除されたみたいな状況もあるかもしれない。

委員

以前女性の団体でお話したときに、古賀市は狭い市なので、相談できる窓口があっても相談しにくい、どこで知り合いに会うかわからない。それと、パートナーに知られることも怖い。子どもが 1 番影響を受けて育ってしまうことを考えると、子育て支援課がこういうことも考えてやってほしい。

ホットラインはどこにつながるのか。

会長

ホットラインを受けたら、いろんな課に電話している。例えば高齢者のDVだったら、

介護支援課になる。

いろいろ意見が出て、子育て支援課の考えだけで相談について削除してしまうのはどうかと思う。元に戻すほうがいいということが中心で、特にワンストップということを考えたときには関係各課の連携というのは重要だということを伝えてほしい。守秘義務はもちろんあると思うが。

IV1(2)①具体的施策では、セクハラ等にパワハラも含むということで、パワハラを入れなくていいのではないかということだが、いかがか。

委員

相談現場で仕事しているが、パワハラの相談は多い、セクハラよりもパワハラが多い。だからやっぱりパワハラも重要で、具体的施策の中に入れて、パワハラの文言は残してほしい。

事務局

(資料の訂正)IV1(2)①具体的施策「セクハラ・パワハラ等女性に対する暴力を防止する環境づくり」の「女性」は削除。

会長

パワハラは文言として残しておいたほうがいい、ということよろしいか。

基本目標ごとの事業内容等の見直しの意見はいただいた。

附議事項、計画のサブタイトルについてあったが、時間がなくなった。次回考えたい。

その他

(1)出前事業、セミナー等の報告

(2)あすばるフォーラムについて

(3)次回日程 10月11日(火) 9時30分～